

令和8年度 沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業（補助金）
応 募 要 領

1 趣旨

本事業は、沖縄から海外移民が始まって125年が過ぎ、2027年には第8回世界のウチナーンチュ大会開催を大きな節目と捉え、沖縄移民の歴史を通して沖縄文化とアイデンティティを大切にしてきた世界のウチナーンチュの姿を含めた記録のドキュメンタリー映画製作を行うことで、沖縄の歴史文化の理解促進及び国内外への情報発信、次世代のウチナーネットワークへの継承を図ることを目的とする。

この要領において、本事業に対しての経費の一部支援（以下、「補助金」という。）を行うことについて、必要な事項を定める。

2 採択予定件数

1件（予算の範囲内において、最も優れた提案を行った1者を選定する）

3 沖縄移民ドキュメンタリー映画製作の要件

補助対象となる沖縄移民ドキュメンタリー映画製作については、本事業の目的を踏まえ、かつ次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

- (1) 本事業において制作するドキュメンタリー映画は、沖縄移民の歴史、文化、交流等をテーマとし、総括的に取りまとめたものであること。
- (2) 一定時間（60分以上）の作品であること。
- (3) 当該作品は、非営利目的かつ本事業趣旨の普及広報に必要な範囲において、無償で利用（上映、一部の加工、パンフレット等への掲載）できるものとする。
- (4) 原則として補助金交付年度の年度末までに作品を完成すること。

※上記に係わらず、次に該当する場合は助成の対象外とする。

- ア 対象作品の内容が宗教的又は政治的な宣伝意図を有するもの
- イ 対象作品の内容が公序良俗に反するもの

4 事業期間

交付決定の日から交付決定日の属する年度の年度末までの事業者が設定する期間

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の許可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の許可がなされていない者ではないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

- (4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下、同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。

- (5) 本事業の実施に際して、正副計 2 名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者であること。

- (6) 当該事業の対象となる業務内容や納入期限を履行できる専門的な技術・手法、情報、経験実施体制が十分な者であり、幅広い情報・人的ネットワークを有する者であること。

- (7) 県内の次のア、イのいずれかに該当する団体又はこれらの団体を含む共同企業体とする。

ア 映像作品等の製作を業務とする法人格を有する団体（株式会社、一般社団法人、NPO 法人等）

イ 法人格を有しない団体

なお、法人格を有しない団体については次の要件を満たすこと。

（ア） 組織の運営に関する規約（定款、会則等）を有すること。

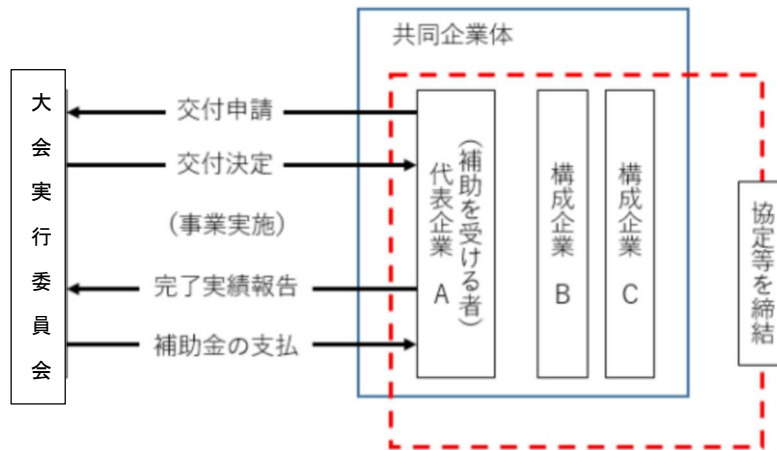
（イ） 代表者及び組織の意思決定機関が明確であること。

（ウ） 団体名義の銀行口座を有していること。

- (エ) 会計組織を有し、適切な経理処理が行えること。
- (オ) 補助対象事業の遂行及び補助金の返還について、代表者が一切の責任を負うこと。

(例：共同企業体が補助対象者となる場合の交付イメージ)

○共同企業体が補助対象者となる場合



1. 共同して事業を行う者同士の間は、共同して事業を行う者同士で決定し、協定等を締結して交付申請時に提出してください。
2. 支払いは、代表企業が指定した口座（1カ所）に指定して振り込まれます。

6 応募手続等

(1) 応募期間及び要領、様式等の配布方法

- ア 応募期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月8日（月）
- イ 要領、様式等配布方法：沖縄県公式webサイトへの掲載による配布に代える（沖縄県公式HP「公募・入札」または「交流推進課」サイトへ掲載）。

(2) 応募に係る質問について

- 受付期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月3日（水）
- 質問方法：【質問様式】により、下記運営事務局のメールアドレスへ送信
E-mail：aa082400@pref.okinawa.lg.jp

回答方法：原則メールにて回答

（審査等に関するお問い合わせには応じられません。）

(3) 提出書類等

- ア 応募申請書 【様式1】
- イ 事業計画書 【様式2】
- ウ 実施計画工程表 【様式3】
- エ 経費積算内訳書 【様式4】
- オ 収支計画書 【様式5】
- カ 団体概要書 【様式6】

- キ 事業執行体制 【様式 7】
- ク 実績書 【様式 8】
- ケ 誓約書 【様式 9】
- コ 質問書 【様式 10】
- サ 直近 3 年間の貸借対照表、損益計算書 ※新たに設立した団体は除く
- シ 登記事項証明書（写し可） ※法人格を有しない団体除く
- ス 共同企業体協定書【任意様式】 ※共同企業体の場合に限る
- セ 団体規約（会則）及び役員及び構成員名簿【任意様式】、（代表者責任に関する）誓約書【様式 11】、印鑑登録証明書 ※法人格を有しない団体の場合に限る

※【様式 2】～【様式 8】は 6 部（正本 1 部、副本 5 部）、それ以外は 1 部提出。
（並びは(ア)～(セ)の順番）、

※共同企業体の場合は、【様式 6】、【様式 8】、【様式 9】を、構成員ごとに提出。

(4) 応募書類の提出について

ア 提出期限：令和 8 年 6 月 8 日（月）17:00 必着

イ 提出先：第 8 回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局
（沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課内）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 行政棟地下 1 階

ウ 提出方法：持参または郵送にて提出（提出書類は返却しない）。

郵送の場合は期限必着とする

7 選定方法

応募のあった提案については、第 8 回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局において第一次審査（書類審査）を行う。

その後、実行委員会事務局に設置する選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次審査を行い、1 者を選定する。

(1) 第一次審査結果通知：令和 8 年 6 月 10 日(水) 予定

結果は電子メールで通知する。選定事業者へは、プレゼンテーションの場所と時間を通知し、非選定事業者へは結果のみを通知する。

(2) 第二次審査：令和 8 年 6 月 16 日(火) 予定

場所は、一次審査結果にて通知する。なお、審査会場への入場者は 2 名以内とする。

また、プレゼンテーションは提出書類（企画提案書等）に基づき説明することとし、パソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

(3) 選定結果通知：令和8年6月18日(木)予定
結果は電子メール及び書面にて通知する。

8 その他

(1) 補助事業の対象経費及び完了後の実績報告、補助金の支払等
ア 補助対象経費の範囲及び補助金額等

補助金の名称	補助事業者	対象経費		補助率及び補助上限額
		経費区分	内容	
沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金	当該事業の実施主体として採択された、映像作品等の製作を業務とする法人または法人格を有しない団体であり、要綱第4条各号に掲げる要件を満たすもの	人件費	給料及び通勤手当、福利厚生費	定率補助(10/10) 2,500万円以内
		事業費	賃金(事業実施に必要な一時的なアルバイト等に要するもの)、報償費(謝金等、源泉徴収税を含む)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費など)、役員費(通信運搬費など)、使用料及び賃借料、委託料	

① 補助事業の実施に伴う収入があった場合は、補助対象経費から収入額を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

② 以下の経費については補助対象外とする。

- ・ 財産になり得る物の購入に係る経費
パソコンやカメラなどの機器購入費、事務機器・事務用品等の購入費、備品等購入費等
- ・ 交際費、飲食代費

③ 補助対象経費の算出にあたっては、原則として消費税及び地方消費税(以

下「消費税等」という。)を含まない額とする。ただし、補助事業者が消費税法における免税事業者である場合等、消費税等の仕入控除を行うことができない場合は、消費税等を含めた額を補助対象経費とすることができる。

イ 実績報告

事業終了後、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第17条に記載のある様式(実績報告書)を会長に提出する。実績報告書には、補助事業の経過又は成果などについて記載する必要がある他、かかった経費についての証拠書類を保管する必要がある。

ウ 経費にかかる必要な証拠書類の整理について

- ・領収書等の証拠書類は、帳簿と照合しやすいよう経費区分毎に時系列に見て、早い順に上から下にA4版に綴って整理しておくこと。
- ・関係する書類に関して5年間は保存義務があるため、それぞれ整理・保管すること。

エ 補助金の請求及び支払い

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会が実績報告を受けた後、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金額を決定し、補助事業者による請求をもって補助金の支払いを行う。

オ その他

補助金交付に係る手続き及び規定等については、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱を確認すること。

(2) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

9 問い合わせ先・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟地下1階
第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局 担当：又吉・野原
(沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課内)
TEL：098-917-0866 / FAX：098-866-2208
E-mail：aa082400@pref.okinawa.lg.jp